

事 務 連 絡
令和 7 年 6 月 17 日

各都道府県衛生主管部（局）
がん対策担当課 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
がん・疾病対策課

全国がん登録各種マニュアルの新旧対照表及び正誤表について

がん対策の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「法」という。）において、病院又は指定された診療所（以下「病院等」という。）の管理者は、当該病院等における初回の診断を行った原発性のがんに関する届出対象情報を、都道府県知事に届け出ることとなっています。また、届出対象情報を基に全国がん登録データベースに記録された情報について、厚生労働大臣、国立研究開発法人国立がん研究センター及び都道府県知事は、全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらの匿名化された情報を提供することができることとされています。収集される全国がん登録情報等は、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理が求められています。

今般、健生発0401第55号厚生労働省健康・生活衛生局長通知「「全国がん登録 届出マニュアル」、「全国がん登録 情報の提供マニュアル」及び「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル」の改訂並びに「全国がん登録 情報の利用マニュアル」の策定について」において送付した各種マニュアルについて、改訂前後を比較した新旧対照表を別添のとおり作成しましたので、送付いたします。併せて、改訂後の各種マニュアルについて、一部誤記がございましたので、正誤表及び訂正後の各種マニュアルを、別添のとおり送付いたします。

貴職におかれましては、法及び訂正後の各種マニュアルに基づき、適切ながん登録事務の遂行をお願いいたします。併せて、管内の市町村、病院等その他のがん登録情報を利用する者へ、訂正後の各種マニュアルを周知いただき、適切な届出及び利用の推進をお願いいたします。

記

- 全国がん登録 届出マニュアル 2025（別添 1～3）
- 全国がん登録 情報の提供マニュアル 第5版（別添 4～6）
- 全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル 第2版（別添 7～9）

以上